



SOMPOひまわり生命

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

検索コード

2303-160

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)

終身がん保険 (C2) (がん治療給付型) 終身がん保険 (C3) (がん診断給付型)

健康をサポートするがん保険 健康をサポートするがん保険 健康をサポートするがん保険

勇気のお守り 勇気のお守り 勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型) (I型)

がん治療給付型 終身がん保険(C2)
(がん治療給付型) (II型)

がん診断給付型 終身がん保険(C3)
(がん診断給付型)

2023年3月

1. 「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
2. 特に、**注意喚起情報**には、お客さまに不利益となるつぎの情報も記載していますので、よくご確認ください。
 - ◆保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合
 - ◆現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて
3. 支払事由・制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項や主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

Web 約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」について

【ご契約のしおり】

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特長としくみ、諸手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項が記載されています。

【約款】

ご契約についてのとりきめを詳しく記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

「ご契約のしおり・約款」にはご契約にともなう大切な事項が記載されています。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

Web 約款について

Web 約款とは、SOMP Oひまわり生命の公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。

当社ではお客さまの利便性向上のため、Web 約款をおすすめしています。

特徴

- ・いつでもスマートフォン、タブレット端末、パソコンで「ご契約のしおり・約款」を閲覧いただけます。
- ・ご覧になりたいページを拡大することが可能です。
- ・冊子のように保管が不要のため、紛失の心配がありません。

Web 約款の閲覧方法

- ① インターネット上でSOMP Oひまわり生命の公式ウェブサイトへアクセスし、Web 約款（ご契約のしおり・約款）ボタンをクリック

SOMP Oひまわり生命公式ウェブサイト

<https://www.himawari-life.co.jp/>

QRコード®を読み取ると
Web 約款トップページが表示されます。



- ② 「商品一覧」または「検索コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択（「検索コード」とは、本冊子表紙部分に記載している7桁の数字です）

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

終身がん保険（C2）（がん治療給付型）I型

終身がん保険（C2）（がん治療給付型）の愛称を「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り がん治療給付型」といいます。

商品の特徴

- ・所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。
- ・所定の自由診療によるがん治療および所定のがんゲノムプロファイリング検査を保障しています。
- ・ご契約から保障開始までの3か月間は保険料が発生しません。（特約中途付加を除く）
- ・タバコを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申し込みいただけます。

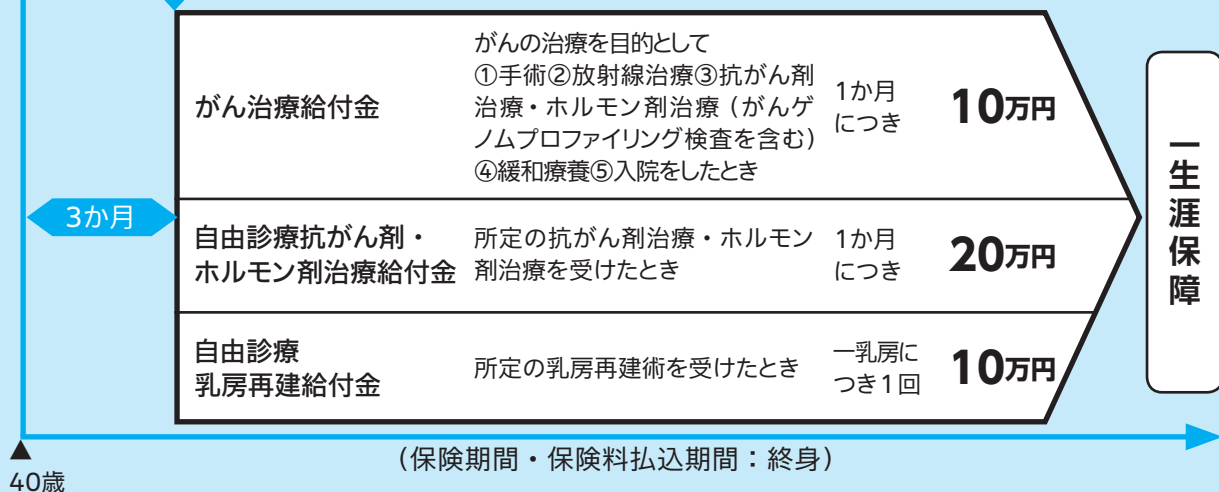
しくみ

〈ご契約例〉

- ・ご契約年齢:40歳(男性)
- ・保険期間: 終身
- ・保険料払込期間: 終身払
- ・がん治療給付金基準給付月額:10万円

保険期間 の始期

がんの保障開始
(3か月経過後から)



・保険料払込期間が終身払以外の場合には、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときに基準給付月額と同額の死亡給付金を支払います。



ご注意ください

- ・お客さまのご契約の基準給付月額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料などにつきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・第1回保険料の払込期間は支払方法によって異なります。詳しくは注意喚起情報「5. 保険料のお払込みについて」をご確認ください。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

商品に関する事項

保障内容

給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
がん治療給付金(※1)	医師により診断確定されたがんの治療を直接の目的としてつぎの①から⑤のいずれかに該当したとき、該当した月ごとに ①手術②放射線治療③抗がん剤治療・ホルモン剤治療(がんゲノムプロファイリング検査を含む)④緩和療養⑤入院	基準給付月額	通算120か月限度(※2)
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金(※3)	医師により診断確定されたがんで所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき、該当した月ごとに	基準給付月額×2	通算12か月限度
自由診療乳房再建給付金(※3)	医師により診断確定されたがんで所定の乳房再建術を受けたとき	基準給付月額と同額	一乳房につき1回
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	基準給付月額と同額	—

(※1) 同一の月に、複数のがん治療給付金の支払事由に該当するときは、その月の最初に支払事由に該当した日をもって支払事由に該当したものとみなします。

(※2) 通算給付限度に達した月の翌月以後に、支払事由のうち所定の手術、放射線治療または入院のいずれかに該当したときは、通算給付限度をこえてがん治療給付金をお支払いします。

(※3) がん治療給付金の支払対象とならないものが対象です。

保険料の払込の免除事由

- ・所定の高度障害状態に該当したとき
- ・ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

保険料率について

- ・この保険は、被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料が適用されます。
- ・過去1年以内の喫煙などの健康状態が当社所定の範囲内であった場合は、「喫煙者保険料率」よりも割安の「非喫煙者保険料率」でお申し込みいただくことが可能です。
- ・20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。
- ・喫煙者保険料率でお申し込みいただいた場合は、所定の条件を満たすことにより保険料率を変更することができます。(禁煙☆チャレンジ!制度。保険料率変更の告知日が、契約日から起算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。)

契約者配当金

ありません。

解約返戻金

(主契約)

- ・保険料払込期間中はありません。
- ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、基準給付月額と同額をお支払いします。

(※) 終身にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(特約)

この保険に付加できる特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

終身がん保険（C2）（がん治療給付型）I型に付加できる特約

がん診断給付特約〈がん診断給付金〉

つぎの場合、がん診断給付金をお支払いします。

1 回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定されたとき

2 回目以降：被保険者の生存中に、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日から1年経過後に、新たにがんと医師により診断確定されたとき（再発・転移を含む）またはがん治療が継続しているとき（※1）

（※1）がん治療が継続しているときとは、以下のいずれかに該当した場合をいいます。

がん診断給付金の2回目以降の支払事由に該当とみなすケース	
1	がん治療のために入院を開始したとき
2	がん治療のための入院を継続しているとき
3	がん治療のための外来治療を受けたとき（がんの消滅・破壊などを直接の目的とした、①手術療法、②放射線療法、③化学療法または④疼痛緩和療法のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。）
4	がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき

がん入院特約〈がん入院給付金〉

がんによる入院をしたとき、がん入院給付金をお支払いします。

（1回の入院の支払限度日数および通算支払限度は無制限です。）

がん外来治療給付特約〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間（※2）中に医師の治療処置を伴う外来治療（往診を含む）を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。

（※2）初めてがん診断給付金の支払事由に該当した日から起算した1年間を「外来治療期間」といいます。2回目以降にがん診断給付金の支払事由（※3）に該当した場合には、その該当した日から起算した1年間が新たな「外来治療期間」となります。（1年に120日限度）

（※3）在宅医療による緩和療養を受けたことにより、がん診断給付金の支払事由に該当したものとみなす場合を除きます。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

新がん先進医療特約〈がん先進医療給付金、がん先進医療支援給付金〉

がんにより先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額のがん先進医療給付金をお支払いします。(※ 1) (※ 2)

(支払額を通算して 2,000 万円限度です。)

また、がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき、がん先進医療支援給付金をお支払いします。(※ 3) (1 回の療養につき 15 万円です。)

(※ 1) 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限りま。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

(※ 2) 被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、新がん先進医療特約、がん先進医療特約など）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

(※ 3) がん先進医療支援給付金の支払は、同一の先進医療による療養について 1 回限りとします。

がん保険料免除特約

責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情があると当社が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して 3 か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

終身がん保険（Ｃ２）（がん治療給付型）Ⅱ型

※特例地域金融機関代理店および協同組織金融機関代理店でのお取り扱い商品です。

終身がん保険（Ｃ２）（がん治療給付型）の愛称を「健康をサポートするがん保険 勇気のお守りがん治療給付型」といいます。

商品の特徴

- ・所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。
- ・所定の自由診療によるがん治療および所定のがんゲノムプロファイリング検査を保障しています。
- ・ご契約から保障開始までの３か月間は保険料が発生しません。（特約中途付加を除く）
- ・タバコを過去１年間吸っていない方は割安な保険料でお申し込みいただけます。

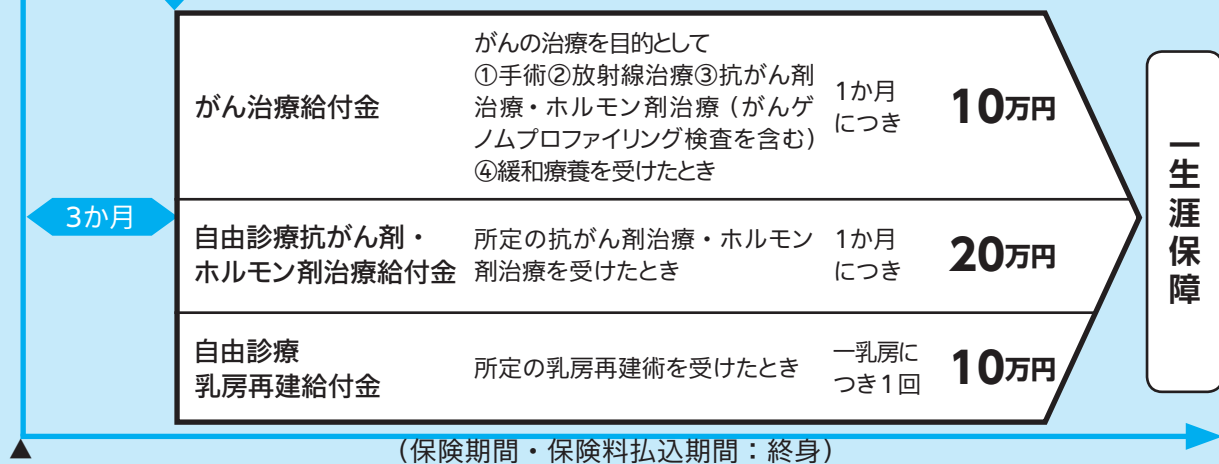
しくみ

〈ご契約例〉

- ・ご契約年齢：40歳（男性）
- ・保険期間：終身
- ・保険料払込期間：終身払
- ・がん治療給付金基準給付月額：10万円

保険期間 の始期

がんの保障開始
（３か月経過後から）



40歳

- ・保険料払込期間が終身払以外の場合には、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときに基準給付月額と同額の死亡給付金を支払います。



ご注意ください

- ・お客さまのご契約の基準給付月額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料などにつきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・第１回保険料の払込期間は支払方法によって異なります。詳しくは注意喚起情報「５．保険料のお払込みについて」をご確認ください。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

商品に関する事項

保障内容

給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
がん治療給付金(※1)	医師により診断確定されたがんの治療を直接の目的としてつぎの①から④のいずれかに該当したとき、該当した月ごとに ①手術②放射線治療③抗がん剤治療・ホルモン剤治療(がんゲノムプロファイリング検査を含む)④緩和療養	基準給付月額	通算120か月限度(※2)
自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金(※3)	医師により診断確定されたがんで所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき、該当した月ごとに	基準給付月額×2	通算12か月限度
自由診療乳房再建給付金(※3)	医師により診断確定されたがんで所定の乳房再建術を受けたとき	基準給付月額と同額	一乳房につき1回
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	基準給付月額と同額	—

(※1) 同一の月に、複数のがん治療給付金の支払事由に該当するときは、その月の最初に支払事由に該当した日をもって支払事由に該当したものとみなします。

(※2) 通算給付限度に達した月の翌月以後に、支払事由のうち所定の手術または放射線治療のいずれかに該当したときは、通算給付限度をこえてがん治療給付金をお支払いします。

(※3) がん治療給付金の支払対象とならないものが対象です。

保険料の払込の免除事由

- ・ 所定の高度障害状態に該当したとき
- ・ ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

保険料率について

- ・ この保険は、被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料が適用されます。
- ・ 過去1年以内の喫煙などの健康状態が当社所定の範囲内であった場合は、「喫煙者保険料率」よりも割安の「非喫煙者保険料率」でお申し込みいただくことが可能です。
- ・ 20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。
- ・ 喫煙者保険料率でお申し込みいただいた場合は、所定の条件を満たすことにより保険料率を変更することができます。(禁煙☆チャレンジ!制度。保険料率変更の告知日が、契約日から起算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。)

契約者配当金

ありません。

解約返戻金

(主契約)

- ・ 保険料払込期間中はありません。
 - ・ 保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、基準給付月額と同額をお支払いします。
- (※) 終身にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(特約)

この保険に付加できる特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。



ご注意ください

- ・ この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・ がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

終身がん保険（C2）（がん治療給付型）Ⅱ型に付加できる特約

がん診断給付特約〈がん診断給付金〉

つぎの場合、がん診断給付金をお支払いします。

1 回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定されたとき

2 回目以降：被保険者の生存中に、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日から1年経過後に、新たにがんと医師により診断確定されたとき（再発・転移を含む）またはがん治療が継続しているとき（※1）

（※1）がん治療が継続しているときとは、以下のいずれかに該当した場合をいいます。

がん診断給付金の2回目以降の支払事由に該当とみなすケース	
1	がん治療のために入院を開始したとき
2	がん治療のための入院を継続しているとき
3	がん治療のための外来治療を受けたとき（がんの消滅・破壊などを直接の目的とした、①手術療法、②放射線療法、③化学療法または④疼痛緩和療法のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。）
4	がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき

がん入院特約〈がん入院給付金〉

がんによる入院をしたとき、がん入院給付金をお支払いします。

（1回の入院の支払限度日数および通算支払限度は無制限です。）

がん外来治療給付特約〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間（※2）中に医師の治療処置を伴う外来治療（往診を含む）を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。

（※2）初めてがん診断給付金の支払事由に該当した日から起算した1年間を「外来治療期間」といいます。2回目以降にがん診断給付金の支払事由（※3）に該当した場合には、その該当した日から起算した1年間が新たな「外来治療期間」となります。（1年に120日限度）

（※3）在宅医療による緩和療養を受けたことにより、がん診断給付金の支払事由に該当したとみなす場合を除きます。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

新がん先進医療特約〈がん先進医療給付金、がん先進医療支援給付金〉

がんにより先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額のがん先進医療給付金をお支払いします。(※ 1) (※ 2)

(支払額を通算して 2,000 万円限度です。)

また、がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき、がん先進医療支援給付金をお支払いします。(※ 3) (1 回の療養につき 15 万円です。)

(※ 1) 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

(※ 2) 被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、新がん先進医療特約、がん先進医療特約など）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

(※ 3) がん先進医療支援給付金の支払は、同一の先進医療による療養について 1 回限りとします。

がん保険料免除特約

責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情があると当社が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して 3 か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

終身がん保険（Ｃ３）（がん診断給付型）

終身がん保険（Ｃ３）（がん診断給付型）の愛称を「健康をサポートするがん保険 勇気のお守り がん診断給付型」といいます。

商品の特徴

- ・がんと診断された場合に一時金として給付金をお受け取りいただけます。
- ・特約を付加することで、がんに対するさまざまな治療を保障することができます。
- ・ご契約から保障開始までの3か月間は保険料が発生しません。（特約中途付加を除く）
- ・タバコを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申し込みいただけます。

しくみ

〈ご契約例〉

- ・ご契約年齢:40歳(男性)
- ・保険期間: 終身
- ・保険料払込期間: 終身払
- ・がん診断給付金:100万円

保険期間
の始期

がんの保障開始
(3か月経過後から)

3か月

がん診断給付金

がんと医師により診断確定
1年に1回限度

100万円

一生
涯
保
障

40歳

(保険期間・保険料払込期間: 終身)

- ・保険料払込期間が終身払以外の場合には、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときにがん診断給付金額×10%を死亡給付金として支払います。



ご注意
ください

- ・お客さまのご契約のがん診断給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料などにつきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・第1回保険料の払込期間は支払方法によって異なります。詳しくは注意喚起情報「5. 保険料のお払込みについて」をご確認ください。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- ・一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。
ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

商品に関する事項

保障内容

給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
がん診断給付金	1 回目：被保険者の生存中に、初めてがんと医師により診断確定されたとき 2 回目以降：被保険者の生存中に、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日から 1 年経過後に、新たにがんと医師により診断確定されたとき（再発・転移を含む）またはがん治療が継続しているとき（※ 1）	がん診断給付金額	1 年に 1 回限度
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん診断給付金額 × 10%	—

（※ 1）がん治療が継続しているときとは、以下のいずれかに該当した場合をいいます。

がん診断給付金の 2 回目以降の支払事由に該当とみなすケース	
1	がん治療のために入院を開始したとき
2	がん治療のための入院を継続しているとき
3	がん治療のための外来治療を受けたとき（がんの消滅・破壊などを直接の目的とした、①手術療法、②放射線療法、③化学療法または④疼痛緩和療法のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限りま。
4	がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき

保険料の払込の免除事由

- ・ 所定の高度障害状態に該当したとき
- ・ ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

保険料率について

- ・ この保険は、被保険者が 20 歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料が適用されます。
- ・ 過去 1 年以内の喫煙などの健康状態が当社所定の範囲内であった場合は、「喫煙者保険料率」よりも割安の「非喫煙者保険料率」でお申し込みいただくことが可能です。
- ・ 20 歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。
- ・ 喫煙者保険料率でお申し込みいただいた場合は、所定の条件を満たすことにより保険料率を変更することができます。（禁煙☆チャレンジ! 制度。保険料率変更の告知日が、契約日から起算して 1 年以上かつ 5 年以内にある場合にお取扱いが可能です。）

契約者配当金

ありません。

解約返戻金

（主契約）

- ・ 保険料払込期間中はありません。
- ・ 保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、がん診断給付金額に 10% を乗じた額をお支払いします。

（※）終身にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

（特約）

この保険に付加できる特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。



ご注意ください

- ・ この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して 3 か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・ がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

終身がん保険（Ｃ３）（がん診断給付型）に付加できる特約

抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約

〈抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金〉

所定の抗がん剤またはホルモン剤による治療（※１）を受けたとき、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。

また、自由診療による所定の抗がん剤・ホルモン剤治療（※２）を受けたとき、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。（※３）（※４）

（※１）所定の抗がん剤またはホルモン剤による治療には、所定のがんゲノムプロファイリング検査を含みます。

（※２）自由診療による所定の抗がん剤・ホルモン剤治療とは、所定の先進医療による療養、患者申出療養、厚生労働大臣承認の抗がん剤治療・ホルモン剤治療、欧米で承認された所定の抗がん剤・ホルモン剤治療をいいます。（ただし、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤・ホルモン剤治療を除きます。）

（※３）抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払月数を合計して通算 120 か月限度

（※４）自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払月数を合計して通算 12 か月限度

がん入院特約 〈がん入院給付金〉

がんによる入院をしたとき、がん入院給付金をお支払いします。

（1 回の入院の支払限度日数および通算支払限度は無制限です。）

がん外来治療給付特約 〈がん外来治療給付金〉

がんによる外来治療期間（※５）中に医師の治療処置を伴う外来治療（往診を含む）を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。

（※５）初めてがん診断給付金の支払事由に該当した日から起算した 1 年間を「外来治療期間」といいます。2 回目以降にがん診断給付金の支払事由（※６）に該当した場合には、その該当した日から起算した 1 年間が新たな「外来治療期間」となります。（1 年に 120 日限度）

（※６）在宅医療による緩和療養を受けたことにより、がん診断給付金の支払事由に該当したとみなす場合を除きます。



ご注意ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して 3 か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

新がん先進医療特約〈がん先進医療給付金、がん先進医療支援給付金〉

がんにより先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額のがん先進医療給付金をお支払いします。(※ 1) (※ 2)

(支払額を通算して 2,000 万円限度です。)

また、がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき、がん先進医療支援給付金をお支払いします。(※ 3) (1 回の療養につき 15 万円です。)

(※ 1) 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限りま。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

(※ 2) 被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、新がん先進医療特約、がん先進医療特約など）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

(※ 3) がん先進医療支援給付金の支払は、同一の先進医療による療養について 1 回限りとします。

がん保険料免除特約

責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めてがん罹患したと医師によって診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情があると当社が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意
ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して 3 か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

当社窓口

当社の生命保険のお手続きに関する照会は、以下の当社窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

- 契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
- お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
お手続き、お問い合わせ全般 (保険金・給付金請求は除く)	カスタマーセンター  0120-563-506 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 (日・祝日・12/31 ~ 1/3 を除く)
保険金・給付金などのご請求受付、 お問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  0120-528-170 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 (日・祝日・12/31 ~ 1/3 を除く)
ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 平日 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日・12/31 ~ 1/3 を除く)

○当社のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

SOMPOひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
-------------------------	---

生命保険相談所（生命保険協会）

- 本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会です。
- 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
--------------	---



ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

申込日からその日を含めて **15 日以内（郵便消印日付）** です。

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した書面（※ 1）に自署し当社の支社もしくは本社（※ 2）あてに郵便で発信、または、電磁的記録（※ 3）によりお申し出ください。

（※ 1） 書面の書式例

20 〇〇年〇月〇日に申込みをした保険契約の申込みを撤回します。
申込者：〇〇 〇〇（親権者：〇〇 〇〇）
生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇〇
保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇 〇〇

（※ 2） 本社送付先住所

〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル
SOMPO ひまわり生命保険株式会社

（※ 3） 電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。当社では、電磁的記録による申出の窓口をつぎの公式ウェブサイト上に設けています。

■ URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>



ご注意ください

クーリング・オフができない場合

つぎの場合にはクーリング・オフをすることができません。

- ・当社が指定した医師の診査を受診された場合
- ・法人をご契約者とする保険契約の場合
- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金など（保険料の払込の免除を含みます。以下同じ）の支払事由が生じている場合にはお申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2. 健康状態などの告知について

健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、喫煙状況や健康状態などについて告知していただく義務があります。

告知について

- ・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方などが無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ・ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。（※ 1）
- ・告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

（※ 1）ご契約内容によって、当社が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受をお断りすることがあります。

なお、2年経過後も、給付金などの支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。（※ 2）

（※ 2）募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。

ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金などのお支払い

ご契約を解除したときには給付金などの支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込の免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（※ 3）

（※ 3）給付金などの支払事由や保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金などのお支払いや保険料の払込の免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。

この場合、保険期間の始期の属する日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引受け

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合、お引受けできないことがあります。

引受範囲を拡大した商品もあります。「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」

ご契約内容の確認について

当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、申込内容について確認させていただく場合があります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

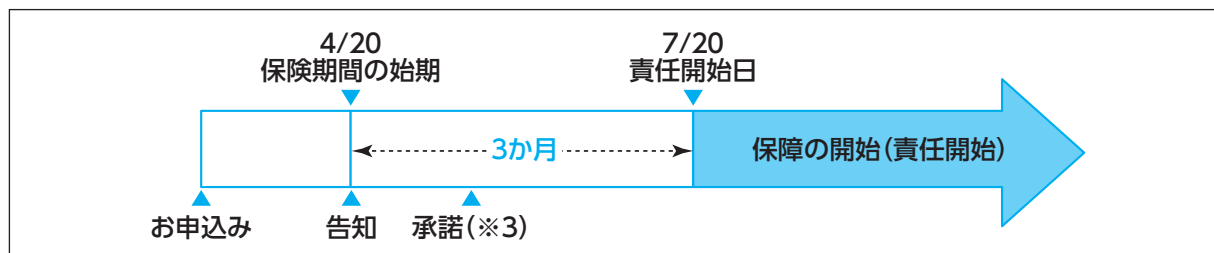
3. 保障の開始時期について

保障の開始時期は、この保険のご加入時と特約中途付加時で異なります。

この保険のご加入時（主契約・主契約と同時に付加した特約）

がんおよび保険料の払込の免除は、責任開始日から保障します。

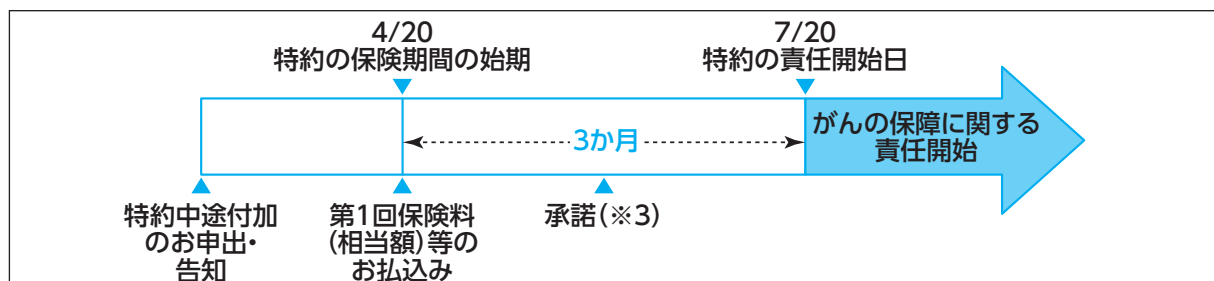
保険期間の始期	ご契約のお申込みと告知がともに完了した時（※ 1）
責任開始日	保険期間の始期の属する日から3 か月を経過した日（※ 2）の翌日



特約中途付加時

保険料の払込の免除は特約の保険期間の始期から、がんは特約の責任開始日から保障します。

特約の保険期間の始期	告知と特約の第1回保険料（相当額）等のお払込みがともに完了した時
特約の責任開始日	特約の保険期間の始期の属する日から3 か月を経過した日（※ 2）の翌日



（※ 1）ご契約のお申込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申込みの場合は、情報端末でご契約のお申込みをされた時をいいます。

（※ 2）「3 か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3 か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障を開始します。

（※ 3）募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。
保険契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。



ご注意ください

・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

4. 給付金などをお支払いできない場合

給付金などをお支払いできないことがあります。

給付金などをお支払いできない場合

- ①死亡給付金などの免責事由(※1)に該当した場合
- ②告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ③重大事由(※2)によりご契約が解除された場合
- ④詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
(この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。)
- ⑤保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑥第1回保険料が猶予期間満了日(詳しくは注意喚起情報「5. 保険料のお払込みについて」をご覧ください)
までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

(※1) 主な免責事由

- ア. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- イ. 契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故

(※2) 重大事由

- ・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
 - *反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき

詳しくはご契約のしおり「給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。



ご注意
ください

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後(責任開始日)」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

5. 保険料のお払込みについて

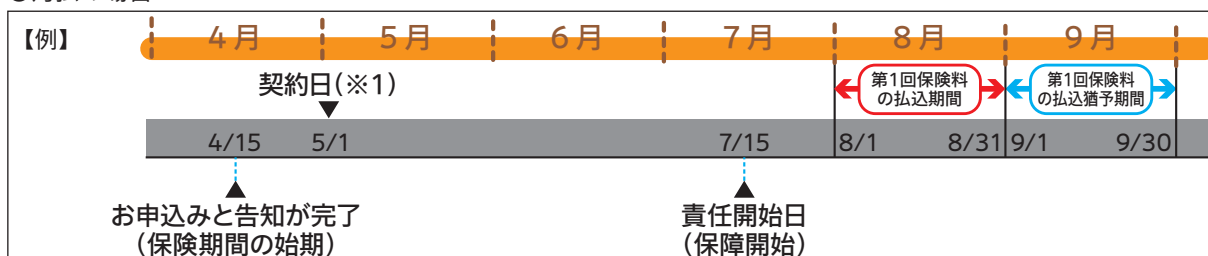
保険料は払込期月内にお払い込みください。お払込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効または失効となります。

第1回保険料の払込期間と猶予期間

月払	第1回保険料の払込期間	契約日の属する月を含めて4か月目の月の初日から末日まで
	猶予期間	第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日まで
年払・半年払	第1回保険料の払込期間	契約日からその翌々月末日まで
	猶予期間	第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日まで

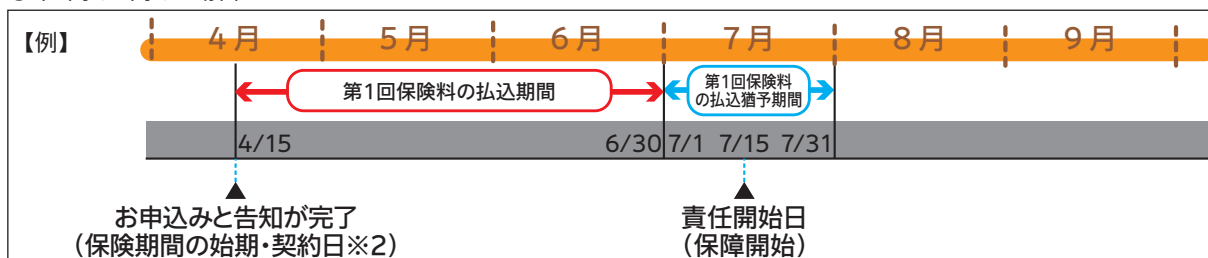
- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、保険期間の始期にさかのぼって保障がなくなります。

●月払の場合



(※1) 保険期間の始期と契約日との間に被保険者の誕生日を迎える場合には、保険期間の始期を契約日として保険料を計算します。

●半年払・年払の場合



(※2) 団体扱・集団扱の場合、(※1)の場合を除き、契約日は保険期間の始期の翌月1日となります。



ご注意ください

以下の場合、新たな「終身がん保険（C2）（がん治療給付型）」、「終身がん保険（C3）（がん診断給付型）」のお引受をお断りさせていただくことがあります。

- 第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合



ご注意ください

本がん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年（半年）単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（※）

・払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効となります。

（※）契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご注意ください

ご契約が失効している状態で支払事由に該当した場合、給付金などのお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知または診査と、お払込みを中止してから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。

ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

解約返戻金の額は、ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なります。

特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

○解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

終身がん保険（Ｃ２）（がん治療給付型）Ⅰ型・Ⅱ型の場合

（主契約）

- ・保険料払込期間中はありません。
- ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、基準給付月額と同額をお支払いします。

※保険料を終身にわたって払い込むご契約の場合、解約返戻金はありません。

（特約）

特約に解約返戻金はありません。

終身がん保険（Ｃ３）（がん診断給付型）の場合

（主契約）

- ・保険料払込期間中はありません。
- ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、がん診断給付金額に10%を乗じた額をお支払いします。

※保険料を終身にわたって払い込むご契約の場合、解約返戻金はありません。

（特約）

特約に解約返戻金はありません。

7. 現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額して新たに本保険へのお申込みをご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。

また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

新たなご契約のお引受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。

また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約などの保険料が引き上げられる場合があります。

給付金などのお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日前の発病など、給付金などをお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

（例）入院・手術・外来治療・がん診断などの保障の有無



ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たに本保険への加入をご検討されている方は、ご注意ください。

- ・この保険のがんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。
- ・がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。



ご注意ください

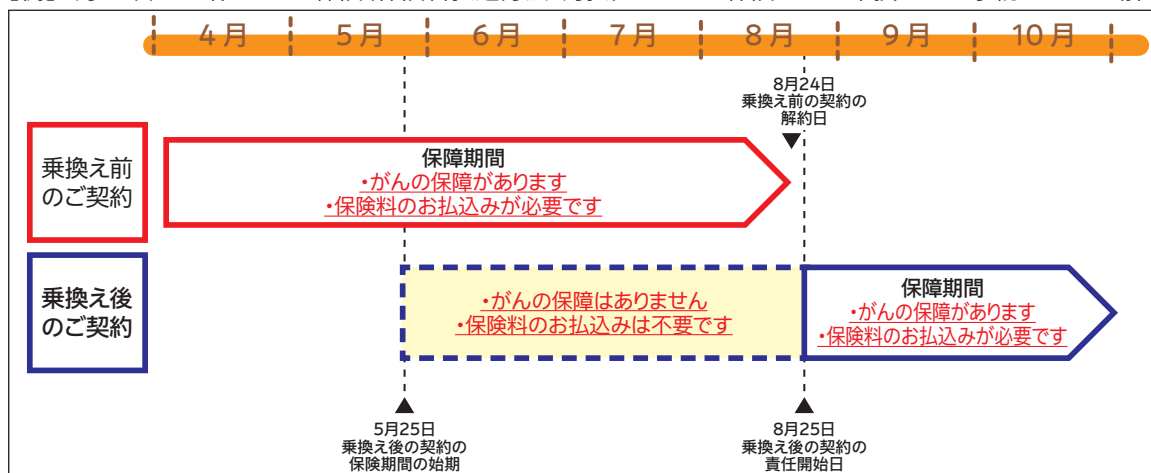
現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

当社のがん保険からの乗換えについて

当社のがん保険を解約して新たにこの保険に申し込む場合

当社のがん保険に加入の方で、終身がん保険（C2）（がん治療給付型）、終身がん保険（C3）（がん診断給付型）に乗換えにて加入を検討しているお客様には、所定の要件を満たす場合に、保障を途切れさせることなく、また、保険料のお支払いを重複させずに、ご契約を乗り換える制度を用意しております。

【例】5月25日に、当社のがん保険（保険料払込方法：月払）から、この保険へのお乗換えのお手続きをした場合



当社のがん保険を解約して新たにこの保険に申し込む場合にご注意いただきたい点

- ・がん保険の乗換えにあたっては、あらためて健康状態などの告知をいただく必要があります。
- ・乗換え後のご契約は、契約日から3か月経過後より保険料が発生します。詳しくは、注意喚起情報「5. 保険料のお支払いについて」をご確認ください。
- ・乗換え後のご契約の責任開始日の前日以前にがんと診断された場合には、乗換え前のご契約の解約を取り消します。また、その場合で、乗換え前のご契約の支払事由に該当するときは、乗換え前のご契約の給付金などをお支払いします。



ご注意ください

- ・乗換え前のご契約の保険料払込方法が半年払・年払の場合で、乗換え後のご契約の保険期間の始期以降に半年単位・年単位の契約応当日が到来したときには、乗換え前のご契約の最終の保険料として半年分または1年分の保険料のお支払いが必要です。乗換え前のご契約が2010年3月1日以前の契約の場合には、未経過となっている期間の保険料をお返ししません。
- ・当社のがん保険以外から乗換えの際には、この制度の取扱いはありません。

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻などにより、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、
この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	■ TEL 03-3286-2820 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00 ■ ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/
-------------	--

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金などのご請求について

支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などは、すみやかに当社にご連絡ください。

お客さまからのご請求にもとづき、給付金などをお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

つぎの場合は必ずご連絡ください。

- ①支払事由が生じたとき
- ②お支払いの可能性があるとと思われるとき
- ③ご不明な点があるとき（※）

（※）ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。



ご注意ください

当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所・Eメールアドレスなどを変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などをご請求できない特別な事情があると当社が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨などをお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社またはSOMP Oひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。ご連絡先は、注意喚起情報「11. お問い合わせ・ご相談などについて」を参照ください。

10. 金融機関を募集代理店として本商品に加入する場合について

金融機関を募集代理店として本商品に加入する場合は、必ずご確認ください。

ご加入に際してご注意いただきたい点

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。
また、預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 本商品の取扱金融機関が法令などに違反してお客さまに損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。（※ 1）
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限（※ 2）があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約・保険金額などが異なる場合があります。

（※ 1）本商品の引受責任は、引受保険会社にあります。

（※ 2）ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

11. お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

当社窓口

当社の生命保険のお手続きに関する照会は、以下の当社窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

○契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。

○お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
お手続き、お問い合わせ全般 （保険金・給付金請求は除く）	カスタマーセンター  0120-563-506 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 （日・祝日・12/31 ~ 1/3 を除く）
保険金・給付金などのご請求受付、 お問い合わせ	カスタマーセンター （保険金・給付金請求ダイヤル）  0120-528-170 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 （日・祝日・12/31 ~ 1/3 を除く）
ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 平日 9:00 ~ 18:00 （土・日・祝日・12/31 ~ 1/3 を除く）

○当社のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

SOMPO ひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
--------------------------	---

生命保険相談所（生命保険協会）

○本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会です。

○生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

○生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
--------------	---

個人情報の取扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※1）
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等（※1）

（※1）お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つぎの場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
 - ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
 - ③法令に基づく場合
 - ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
 - ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
 - ⑥支払査定時照会制度（※2）に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合
- （※2）ご契約のしおり「支払査定時照会制度について」をご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等については当社公式ウェブサイト（※3）をご覧ください。また、個人情報開示請求受付窓口（※4）までお問い合わせください。

（※3）「巻末」をご覧ください。

（※4）電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および 12/31 ～ 1/3 を除く）

お問い合わせ・ご相談などについて

- ①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。
- 契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
 - 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
 - お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
 - 各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く） <table><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr><tr><td>① 転居、町名変更、通信先変更</td><td>⑤ ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>② 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>⑥ ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>③ 保険証券紛失</td><td>⑦ その他お手続き</td></tr><tr><td>④ 保険料振替口座の変更</td><td></td></tr></table>	お手続き例		① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約	② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ	③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き	④ 保険料振替口座の変更		カスタマーセンター  0120-563-506 平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)
お手続き例											
① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約										
② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ										
③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き										
④ 保険料振替口座の変更											
■保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ ・保険金・給付金などのご請求受付、お問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  0120-528-170 平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)										
・先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 平日9:00～18:00 (土・日・祝日・12/31～1/3を除く)										
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 平日9:00～18:00 (土・日・祝日・12/31～1/3を除く)										

- ②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.himawari-life.co.jp/>

Webサービスでの各種お手続きについて

- マイリンククロス（Web サービス）では、24 時間365 日いつでも以下の各種お手続きができます。
- 契約内容の確認・給付金の請求・保険料振替口座の変更・クレジットカード変更・保険料控除証明書の再発行、名義変更 等（一部、お取り扱いできない場合があります）

【新規登録の方はこちら】

<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/registration/0010>



【登録済みの方はこちら】

<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/>



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル

Tel.03-6742-3111（代表）

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先